

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法
時価のないもの
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 主に定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、その他の無形固定資産につきましては、定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来支給見込額のうち当会計年度末の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に顧客へ運転免許取得に伴う講習などのサービスを提供しております。これらのサービスについては、その支配が顧客に継続的に移転されるため、一定の期間にわたり収益を認識する方針としております。ただし、これらのサービスのうち履行義務の充足までの期間がごく短いものについては、履行義務が充足した時点（作業完了時点等）で収益を認識しております。

(5) グループ通算制度の適用 2023年6月1日よりグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」とい）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針による計算書類への影響はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末の株式数 (株)
普通株式	44,000株	0株	0株	44,000株

■当期純損益金額

当期純利益 4,522,829円